

関東信越厚生局の指導医療官（医科担当）の募集について

関東信越厚生局では、医学上の専門的知見から、保険診療の取扱いや診療報酬請求の内容等について保険医療機関等に対する指導・監査等を行う指導医療官（医科担当）を募集しています。

◎指導医療官（医科担当）とは

- ・ 医師の資格をもち、
- ・ 厚生労働省の地方厚生(支)局又は都府県事務所に勤務し、
- ・ 保険医療機関や保険医に対する指導・監査等を行う厚生労働技官です。

◎主な職務内容

- ・ 保険医療機関及び保険医に対して、保険診療の取扱いや診療報酬請求事務、診療報酬改定内容について、集団指導又は個別指導等を行います。
- ・ 診療内容又は診療報酬請求に不正又は著しい不当が疑われる保険医療機関に対する監査を行います。
- ・ 保険者、審査支払機関、保険医療機関及び保険医に対する診療報酬の疑義解釈、点数表解釈等に関する指導、助言を行います。

◎勤務条件等

- ・ 国家公務員（厚生労働技官）として採用されます。
- ・ 勤務地は、関東信越厚生局管内の指導監査課及び都県事務所です。

※関東信越厚生局における勤務地は、

指導監査課（さいたま市）、茨城事務所、栃木事務所、群馬事務所、千葉事務所、東京事務所、神奈川事務所、新潟事務所、山梨事務所及び長野事務所の10か所です。

希望勤務地については、ご相談に応じます。

- ・ 給与は、医療職俸給表(一)が適用され、通勤手当、扶養手当等も支給されます。
- ・ 勤務時間は、原則として午前8時30分から午後5時15分です。
- ・ 休日は、土曜、日曜、祝日及び年末年始、年次休暇、特別休暇（夏季休暇等）、病気休暇、介護休暇があります。
- ・ フレックスタイム制度（始業・終業時間の自主的な決定）があります。
- ・ 職務に関する研修は、採用時及び定期的に行います。
- ・ 定年は67歳（注）になった年度の3月31日です。
（注）令和8年度時点。令和5年度から定年65歳が2年に1歳ずつ段階的に引き上げられ、令和13年度に70歳になります。また、令和13年度以降は、最長73歳になった年度の3月31日まで勤務延長の可能性が
あります。
- ・ 定年後も1年更新で最大3年間の勤務延長ができる制度があります。
（最長で70歳になった年度の3月31日まで）

◎指導医療官の採用基準について

- ・ 日本国籍を有する方
- ・ 医師免許を有する方で、病院又は診療所において、原則として5年以上の臨床経験がある方
- ・ 社会保険及び保険診療を正しく理解し、このための知識の習得や医学上の専門知識等の向上に積極的であると認められる者であること。
- ・ 指導医療官の職務を公平かつ適切に行い、誠実に遂行することができるものと認められる者であること。
- ・ 経歴や人物等、指導医療官として相応しいと認められる者であること。
- ・ 過去に健康保険法等に基づく保険医の取消処分を受けたことがない者であること。
- ・ 過去に療養担当規則に違反したことによる「戒告」又は「注意」を受けた場合は、当該措置から6ヶ月間以上が経過している者であること。

※指導医療官（医科担当）の採用基準及び勤務条件、給与・福利厚生等につきましては、[厚生労働省ホームページ](#)もご覧ください。

○お問い合わせ先

厚生労働省関東信越厚生局総務課
048-740-0711（代表）